

発議第13号

神通川水系砂防事務所の存続と建設業の再建を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成22年12月22日提出

提出者 高山市議会議員 佐 竹 稔

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔  
杉 本 健 三  
伊 瀧 明 博  
水 門 義 昭  
松 葉 晴 彦  
車 戸 明 良  
中 箴 博 之  
岩 垣 和 彦  
真 野 栄 治

## 神通川水系砂防事務所の存続と建設業の再建を求める意見書

高山市奥飛驒温泉郷には、奥飛驒で最も古い歴史のある平湯温泉をはじめとした5つの温泉地や新穂高ロープウェイなど、毎年多くの観光客が訪れる。今年7月、岐阜県可児市において、ゲリラ豪雨による土砂災害で地域住民が犠牲となったが、当地域においても昭和54年の洞谷災害をはじめとした土砂災害で、地域住民・観光客が犠牲となっている。神通川水系砂防事務所が実施している砂防事業は、地域住民や観光客の生命・財産を守るうえで不可欠な事業であるが、土石流危険溪流など整備が必要な溪流は多く、神通川水系砂防事務所及び同事務所栃尾出張所を存続することは必要である。

また、頻発する集中豪雨や土砂災害による被害に対し、被災者の救出や災害復旧のため、先頭に立つべき地域の建設業は、公共事業予算の削減とともに疲弊し、災害時に出動できる建設業者が不足する事態である。加えて、地方にとって建設業は基幹産業のひとつであることから、建設業が雇用対策ともなっている実態であり、必要かつ不可欠な存在である。

こうした実態から、公共事業予算の確保に加え、災害への備えとして建設業の育成及び維持を行う必要は極めて重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

1. 国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施することとし、神通川水系砂防事務所及び同事務所栃尾出張所を存続すること。
2. 地方経済を支えるとともに災害対応の体制強化のため、建設業の育成及び経営維持のための適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

高山市議会